

議案第5号

札幌市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案

令和3年（2021年）6月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

（札幌市建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表1 5の項ア欄中「第8条第1項の規定に基づく」を「第8条第1項第1号に規定する」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同欄第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とし、同表6の項ア欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同欄第3号中「前2号」を「前号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号を同欄第2号とし、同表7の項ア欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同欄第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とし、同表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を削り、備考5を備考3とする。

（札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表2 もみじ台団地地区整備計画区域の項低層住宅地区の目ア欄第1号中「除く。以下」の次に「この項において」を加え、同表手稲山口地区地区整備計画区域の項低層専用住宅地区の目を次のように改める。

低層専用住宅地区	(1) 住宅等(3戸以上の長屋を除き、兼用住宅にあつては、小規模な工房、学習塾等との兼用住宅に限る。)	次に掲げる建築物以外のもの	200	外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	2	9
	(2) 診療所					
	(3) 幼稚園、保育所又は集会所					
	(4) 公衆便所又は休憩所					
	(5) 政令第130条の4第5号に掲げるもの					
	(6) 前各号の建築物に附属するもの					

(2) 別表2手稲山口地区地区整備計画区域の項沿道A地区の目ア欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同目ク欄中「18」を削り、同項沿道B地区の目ア欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同目ク欄中「18」を削り、同表前田公園南地区地区整備計画区域の項低層住宅地区の目を次のように改める。

低層住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの	180	外壁等の面から道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5

(3) 別表2前田公園南地区地区整備計画区域の項機能複合地区の目中「10分20」、「10分の6」及び「18」を削り、同項沿道地区の目ア欄第1号を削り、同欄第2号中「住宅」を「住宅等」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同目イ欄中「10分の20」を削り、同目エ欄中「10分の6」を削り、同目ク欄中「18」を削り、同表北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項業務・利便複合地区の目の前に次のように加える。

宿泊 ・居住 複合 地区	(1) 住宅等	10 分の 15	10 分の 8	200	外壁等 (市道 北7条 線の道 路境界 線から の距離 が 60 メートル 以下 の部分 に限る。) の面 から市 道東2 丁目線 の道路 境界線 (隅切	37	60
	(2) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業 (食品加工業を含む。) を當むものを除く。)						
	(3) 自動車教習所						
	(4) 畜舎 (床面積の合計が 15 平方メートル以下のものを除く。)						
	(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの						
	(6) キヤバレー、料理店その他のこれらに類するものの						
	(7) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は政令第 130 条の 9 の 5 に規定するもの						
	(8) 倉庫業を當む倉庫						

部分を 除く。) までの 距離	外壁等 (市道 北7条 線の道 路境界 線から の距離 が60メ ートル を超え る部分 に限る。)の面 から市 道東2	16
--------------------------	---	----

丁目線 の道路 境界線 (隅切 部分を 除く。) までの 距離	外壁等 の面か ら市道 北7条 線の道 路境界 線(隅 切部分 を除く。)まで の距離	6.5
--	--	-----

外壁等 の面か ら都市 計画道 路東3 丁目通 及び都 市計画 道路高 架側道 3号線 の道路 境界線 (隅切 部分を 除く。) までの 距離	10分の 1,000 200	外壁等 3.5 3.5 3.5
(1) 住宅等	医療	

- (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を當むものを除く。）
- (3) 自動車教習所
- (4) 畜舎（床面積の合計が 15 平方メートル以下のものを除く。）
- (5) マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (6) キヤバレー、料理店そのこれらに類するもの
- (7) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は政令第 130 条の 9 の 5 に規定するもの

の面から都市計画道路東 3 丁目通及び市道北 6 条線の道路境界（隅切部分を除く。）までの距離

外壁等 5
の面から市道東 4 丁

目線の 道路境 界線（ 隅切部 分を除 く。）ま での距 離	外壁等 の面か ら札幌 圏都市 計画北 6条東 3丁目 周辺地 区地区 計画の 地区施	10
---	---	----

設たる
緑道2
号の境
界線（
地区計
画区域
の境界
線の部
分に限
る。）ま
での距
離

(4) 別表2北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項業務・利便複合地区の目ア欄を次のように改める。

北6条東3丁目周辺地区地区 整備計画区域の項医療・福祉複 合地区の目ア欄に掲げるもの
--

(5) 別表2北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項業務・利便複合地区の目中「緑道1号」を「緑道3号」に改め、同表ビール工場跡地地区地区整備計画区域の項商業・業務・文化地区の目中「市道東4丁目線」を「都市計画道路東4丁目通」に改め、同表備考3中「車庫等が」を「自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「車庫等」という。）が」に改め、同表備考10中「北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項」を「北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項宿泊・居住複合地区の目（第1号に掲げる建築物（第2号又は第3号に掲げる建築物を除く。）にあつては、同目ウ欄及びカ欄の規定に限る。）、医療・福祉複合地区の目及び業務・利便複合地区の目」に、「及び札幌駅前通北街区地区整備計画区域の項の規定（第2号に掲げる建築物にあつては、都心創成川東部地区地区整備計画区域の項及び札幌駅前通北街区地区整備計画区域の項のエ欄に掲げる数値を除く。）」を「並びに札幌駅前通北街区地区整備計画区域の項の規定」に改め、同表中備考19を削り、備考20を備考19とし、備考21を備考20とし、備考22を備考21とし、備考23を備考22とし、同表備考に次のように加える。

23 北6条東3丁目周辺地区地区整備計画区域の項宿泊・居住複合地区の目のク欄に掲げる数値は、当該区域内の建築物のうち、容積率が10分の40を超えるものについては、「60」とあるのは、「100」とする。

(6) 別表3 13の項中「手稲山口地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区」を削り、同表35の項中
「新川新琴似地区地区整備計画区
域の住宅B地区」

を

「手稲山口地区地区整備計画区域
の低層専用住宅地区
新川新琴似地区地区整備計画区
域の住宅B地区」

に改め、同表40の項を次のように改める。

40	前田公園南地区地区整備 計画区域の低層住宅地区	次の各号のいずれかに該当する建 築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 4メートル以下であるもの (2) 附属用途に供し、軒の高さが2.3 メートル以下のもので、床面積の 合計が5平方メートル以下である もの
----	----------------------------	--

(札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を削り、同表2の項中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加え、同項を同表1の項とし、同表中3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、手稲山口地区及び前田公園南地区の地区整備計画の区域内における建築物の用途等に関する制限に関する規定を改めるほか、北6条東3丁目周辺地区の地区整備計画の区域内に新設する宿泊・居住複合地区及び医療・福祉複合地区における建築物の用途等に関する制限を定める等のため、本案を提出する。